

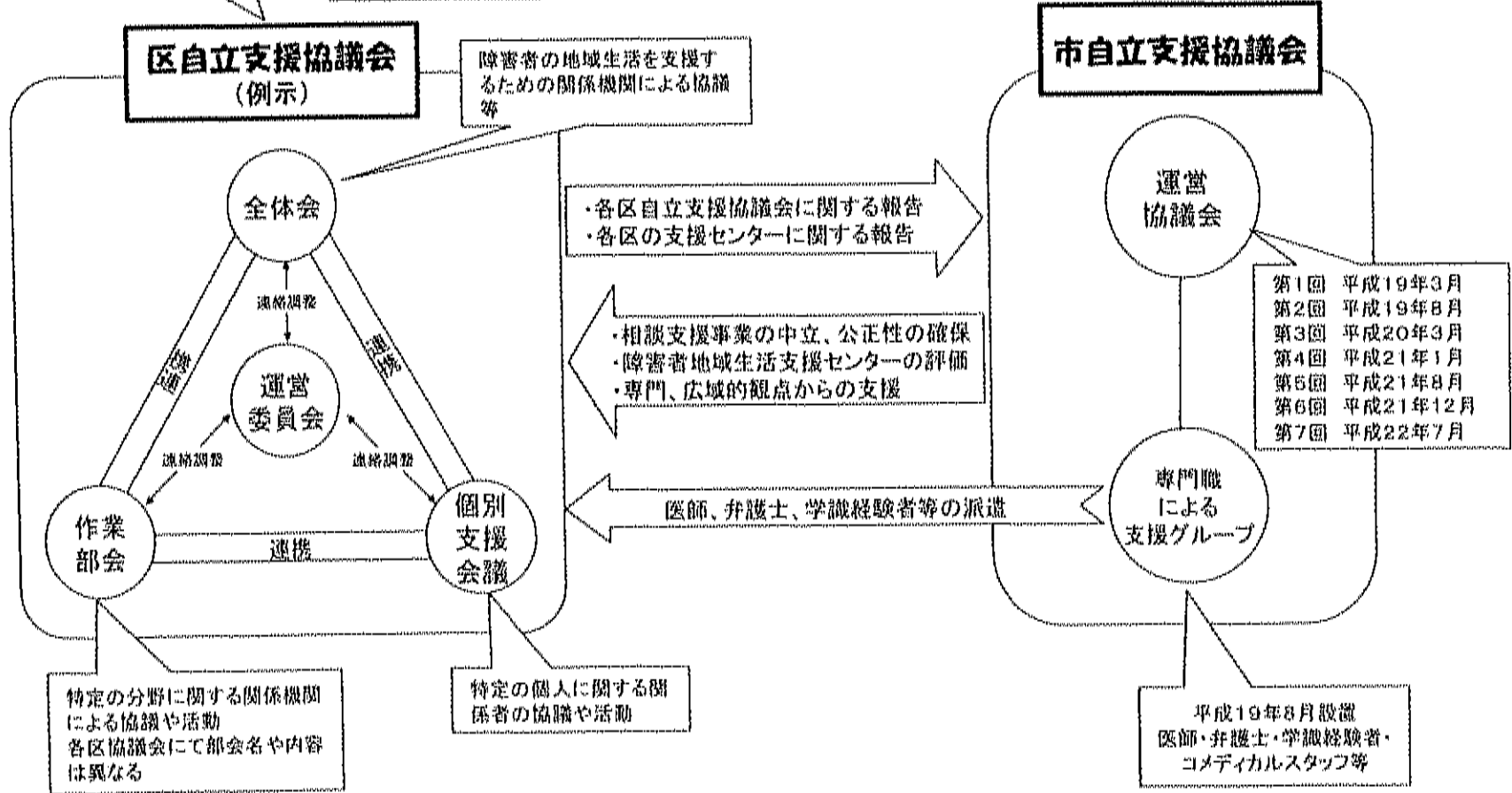
市町計画等に関する資料

# 1・神戸市地域自立支援協議会と区地域自立支援協議会

～地域で自立した生活をする障害者を支える仕組みづくりをする場～

平成19年度に全区に設置

市協議会は、区協議会の後方支援のほか、「相談支援事業者の中立・公正性の確保」「障害者地域生活支援センターの評価」など、神戸市の附属機関に準ずる役割を担う。区協議会は、地域の関係者が連携し、協働して障害者を支える仕組みを作る。



【各区協議会構成メンバーの例】  
福祉サービス事業者、区社会福祉協議会、福祉相談員、当事者団体、支援者団体  
特別支援学校、病院、各区健康福祉課、支援センター等、区によって異なる

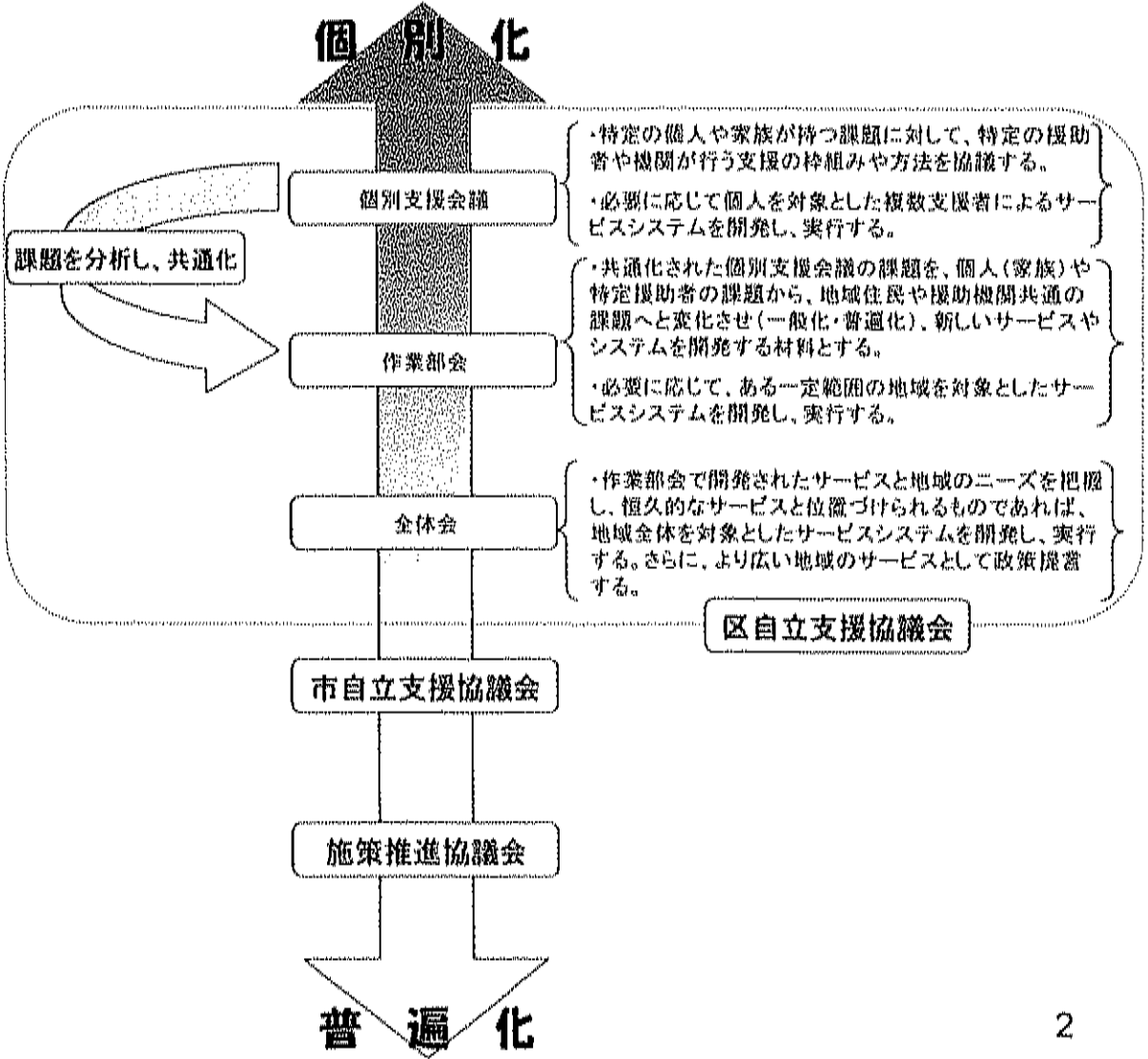
【運営協議会構成メンバー】  
福祉、保健、医療分野…神戸市医師会  
地域団体…神戸市社会福祉協議会、兵庫県弁護士会  
学識経験者、支援センター代表

## 2・地域自立支援協議会の重層構造 (地域ニーズに基づく、新しいサービスの開発)

従来、新しく福祉サービスを導入する際、ニーズ調査やサービス形態の策定は、全て行政が行っていた。

個別支援会議で潜在していたニーズを顕在化させ、そのニーズに焦点をあてた作業部会を実施する。作業部会のテーマが地域全体のニーズであれば区協議会、市協議会を経て、障害福祉計画を策定する「施策推進協議会」のテーマにもなる。

このように、自立支援協議会が機能することによって、地域に生活する障害者一人ひとりのニーズに寄り添ったサービス開発（地域ニーズを出発点としたサービス開発）が可能となる。



各区協議会の地域課題へのこれまでの取り組み

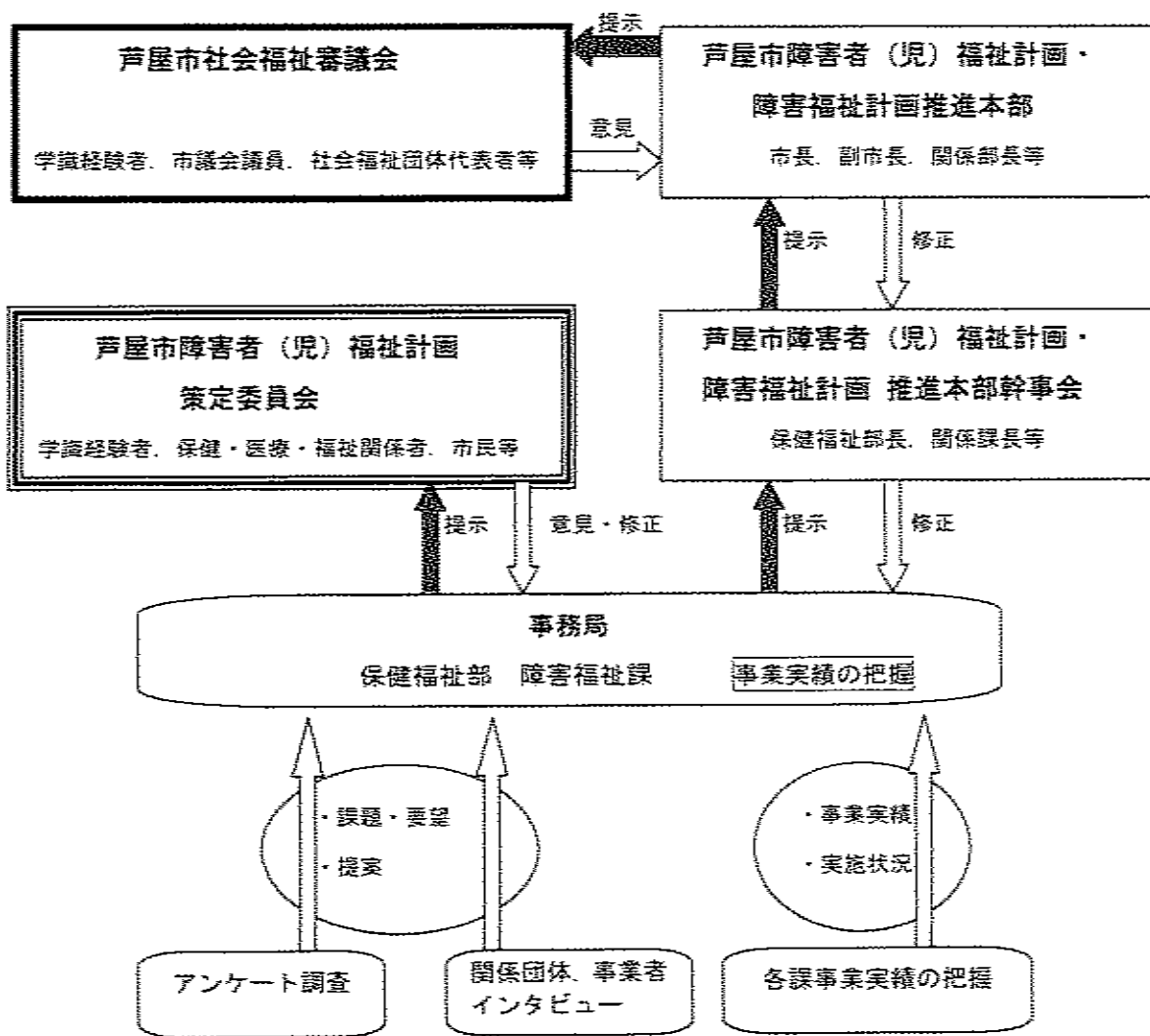
分類	対象者	課題	取り組んだ内容	区
社会福祉	障害児	障害児が夏季、余休期間中に過ごせる環境が不足している。	・障害児とその保護者を対象に「あそびとおしゃべりの会」「親子であそぼう」の2つのイベントを開催した。 ・(平成22年度より)「つどう部会」で検討中。	東区 長田
	全体	区内の福祉事業所の一覧マップがほしい。	・複層的にわかりやすい事業所マップを作成した。 ・中央区内の社会福祉マップを作成した。	東 中央
高齢者・介護	全体	作業所や介護施設で作った自立製品の販売をする機会がなく、売上が多く売れ残らない。	・毎年2回、各施設のロビー等で自立製品の紹介と販売会を開催している。 ・作業所・施設施設のガイドブックを作成した。 ・12月に区役所にて障害者週間(3日間)に販売会を開催した。 ・JR六甲線のコンコースを借り、協議会や作業所、施設の広域を行った。 ・ラッピング講習会を開催した。 ・「守まいる」プロジェクトを装置。各商パーを渡し、地域の祭りにも参加した。 ・製品パンフレットを作成した。	東区 西 兵庫 津島 垂水
		災害・緊急時に被災支援が求められるように緊急連絡先を貸す機会がない。	・「さばーとカード」を作成、配布した。 ・配布資料に避難所マップを記載した。 ・消防団と民衆社と共に防災訓練を実施した。	西
		支援者の実務負担ができる方がほしい。	・災害時に役立てるよう支援者登録簿を作成した。 ・障害者が主体となって関係機関と防災訓練に参加し、防災支援計画の協議を実施した。	中央 兵庫
発達障害者	人工呼吸器をつけている方の家が災害等で停電時に困って、区内で発電機をレンタルできる仕組みがない。	・電線延長のため、近隣施設に電力依頼、調整を行った。	を	
命懸け命(感染症)	全体	新型コロナウイルスや感染症等について感染予防の知識を学ぶための仕組みがない。	・匿名介護事業所と日中活動系事業所が情報交換できる会議を開催した。 ・新型コロナウイルスの感染予防のための基礎知識講座を開催した。	東区 西
		新型コロナウイルスや感染症等の流行時、利用している福祉サービス(ヘルパーや福祉入所など)が利用できなくなった場合、他の事業所や施設とのスムーズな連携を取る仕組みがない。	・「新型コロナウイルスプロジェクト」部会を設置。計5回の「ニュースレター」の発行と感染状況や対策経過についてのアンケート調査を実施し、実施把握を行った。 ・生命の危機が予測される対象者(2名)に対して「おたすけなっと」を装置し、17事業所が加盟し、情報共有を行い、地域全体で当事者を支えるシステム作りを行った。	西 中央
障害の交流	全体	当事者、親、介護者などが情報交換できる場が少ない。	・保護者向けに「お母さんのおしゃべり会」(定期的に開催)を紹介した。	東区
	全体	障害者の保護者のエンパワーメントをサポートする場が必要。	・「親子プロジェクト」を装置し、学校や家庭での養育のヒントを話し合い、セルフヘルプグループを装置した。	津島
	全体	当事者、親が地域の人と交流できる場が少ない。	・地域内のカフェを月1回借り、授産製品の販売、作業所の活動紹介、音楽演奏などを行っている。	西
障害支援	助産師、福祉	適切な対応が分からない。	・関西青少年サナトリウムのSWを講師に招き、「事例に基づいた虐待被害者の具体的な対応について」講習を開催した。 ・青森県特別支援学校の先生を講師に招き、勉強会を開催した。	垂水
福祉	自治	遠隔事業所の遠隔支援について、公的なサービスとして利用できる仕組みがほしい。	・移動支援プロジェクト部会を設置。通所事業所の現状を把握した。かがやき特戸地域支援CH事業による特定の地域内にボランティアセンターを設置し、ニーズ調査、移動の仕組みづくりを検討中。 ・車両移送モデル事業実施中。	西 兵庫
		サービスを提供できる事業者が少ない。	・区内の匿名介護事業所で情報交換会を開催。ネットワーク作りを進めた。	東区
移行のための課題	全体	巴川の介護福祉作業所が新法へ移行するために適切な機材がほしい。	・情報共有のための「就労継続支援B型」部会を設立した。 ・県のコンサルタントの派遣依頼をした。	兵庫 中央
			気軽に就労の体験できる場がない。	・「具体的な就労支援」を目指すプロジェクトを装置。福祉事業所の協議と実習場等の開拓に取り組んでいる。 ・地域内のカフェを月1回借りて給仕体験を行う他、授産品販売・作業所の活動紹介を行っている。
スキルアップ	全体	支援者(他関係機関)、保護者へ当事者を支援していくための資質向上ができる機材がない。	・「まなびプロジェクト」を装置。様々な研修会を企画、実施した。	津島
余暇活動	自治	通所事業所で作業が終わった後、夕方の時間、余暇活動できる場がほしい。	・部会で協議し、夕方支援を行っている機関にヒアリング実施した。次年度以降、モデル的に夕方支援を行う仕組みを検討する。	を
当事者プログラム	発達障害者	成年福祉の発達障害者が、スキルアップする場がほしい。	・「ドンキー(発達障害者支援)プロジェクト」設置。本人自身の抱えている問題解決と解決方法を学ぶプロジェクトを装置した。	津島
権利擁護	全体	金銭管理、遺言管理の対応が分からない。	・弁護士を講師に招き、権利擁護の講演会を開催した。	垂水
連絡調整	障害児保護協議会	中立公平に情報提供ができる場がない。	・「連絡支援プロジェクト」を装置し、「連絡セミナー」(特別支援学校高等部の職員、生徒、保護者を対象に各団体の紹介・協賛をする会)を開催した。	を
啓発、啓蒙	全体	当事者と福祉関係者の関係作り。	・「ピアソングプロジェクト」を装置。障害者団体と連携を図り、地域の支援者と当事者を結びつける機会を設けている。	津島
利用者の交流	全体	作業所間の利用者交流を促したい。	・「社会参加を考える」部会にて外出企画を実施中。	兵庫

各区の地域自立支援協議会からあがってきた地域課題

※自治体課題にて記入

市別	区	分類	対象	課題	市町協会の組織構築	課題
1	東区	社会課題	高齢者福祉推進委員会	日中の居場所、転入高齢者が不足している。 日中の居場所として、特にIT活用サービスの提供が受けられる施設、2017年以降に建設して受けられる施設がない。特に高齢者には遠方に転居しなければならないため利用できなかったり、あきらめられている場合も受けられる。	1. 居場所づくりを必要とする人が利用できる日中活動の場を確保して、ITに活用できる場合が全国的に不足しているため、このような施設の整備が必要である。 2. 南東区地域に転入する高齢者の確保が必要である。	1. 民生委員等が活動の場として活用し、高齢者サービスのための施設等の整備をする。 2. 高齢者施設が活動の場も活用できる仕組みがあれば良い。
2	中央区		全体	グループホームがほとんどないので、残ったままの本人の居場所に課題がある。	グループホームの整備のため、事業者への提供が求められると認識しやすくなる。(事業者側にもはたらきかける)	高齢者施設等にグループホームに転居する。
3	南区		高齢者福祉推進委員会	市立介護サービスセンターが必要な場合、対応できず課題が深刻にない。	大人数の受け皿として多くを確保する。	高齢者施設に大人数の介護を受けるのは負担が大きい。
4	東区		高齢者福祉推進委員会	日中の居場所、居場所が不足している。	民間事業者を誘致、支援する。	モデル事業で行った効果の取り組みを参考に、事業計画や実績を立上げるとしての整備をする。
5	東区		高齢者福祉推進委員会	地域活動支援センターを運営している事業者が継続的に運営し、介護施設に連携し、委嘱施設で非該当になった場合、本人に合わせたサービスがなく、患者に苦しみも増えている。	事業者との連携が強化され、日中活動支援センター(施設)を確保する。	1. 運営持続性に合わせた日中活動の場として事業者施設の利用を可能とする。 また、そのための経費を確保する。 2. 高齢者施設の利用と併せて事業に対する役割を強化する。
6	東区		高齢者福祉推進委員会	入居施設利用中の身体障害者が、年々一人暮らしが難しくなる傾向がある。	身体障害者が積極的に利用できるグループホームの整備が必要である。	身体障害者の場合、バリアフリー化した住宅や設備が必要となり、どこでも設備が可能なため、事業者が積極的にグループホームに転居し、その共働きの体制がグループホームに活用する。
7	東区	障害福祉サービス	利用者	移動支援の利用において、移動の補助(車椅子等)は必要と認識しては利用する。	完全の移動支援の支援体制を長年継続し、必要と認識しては利用する。	1. 約1〜2ヶ月の利用回数制限を乗り越えて利用できるようにする。 2. 平日12時間から7年24時間にする。
全体			自立支援は、有効なサービスが利用できず、終了後ケアサービスがない。	自立支援の必要は多く、長期にわたって行うことで効果が上がるものなので、利用期間の延長をなくするか、期間を大幅に延長する。また、利用期間終了後ケアが必要となる施設を確保する。	自立支援の利用期間終了後の受け皿となる施設を確保する。	
全体(高齢者含む)			高齢で介護になった際、介護保険との兼ね合いが不明確だ。	高齢で介護を受けても、スムーズな生活を続けるため、従前と同じサービスが利用できることが重要だ。	高齢者の生活パターンや環境を考慮するは心身とも負担であるため、互いに連携して利用できるようにする。	
8	東区	社会課題	虐待防止	18歳以上の障害者が虐待を受けた場合、法制度上虐待の対応が受けられない。	虐待を受けた場合、本人の意思の尊重を前提とする対応をつくる。	虐待防止施設や相談窓口、可及的の対応が必要である。
高齢者福祉推進委員会			本人もしくは介護者が新型インフルエンザに感染し、自宅ヘルパーサービスを提供できない状況になった場合の対応が必要である。	緊急に派遣が必要な場合に備えて、緊急対応サービスを提供する際、介護事業者との連携を強化する。	在宅でヘルパー派遣がない場合に危機が及ぶと考えられる方へのサービスを提供している事業者の緊急に新型インフルエンザのワクチン接種を優先的に実施する。	
全体			転入高齢者が新型インフルエンザの感染が拡大するなどで受け入れが不可能になり、他の施設への転居ができない場合、自宅でヘルパーサービスが確保できず、緊急対応がすぐ利用できたり、サービス時間と大幅に増えることで対応が必要である。	緊急時対応入居が新型インフルエンザの感染拡大などで、利用中になった場合、自宅で緊急対応サービスが確保できない場合、緊急対応の対応が確保されているサービス量を増やして受け入れられるようにする。	新型インフルエンザなどの感染症の拡大が懸念される事態において、緊急対応入居者の確保ができない場合、緊急対応の利用期間の延長を認めて対応できるようにする。	
9	東区	社会課題	高齢者福祉推進委員会	新型インフルエンザ等の感染拡大で日中活動の場が閉鎖された場合、移動支援等の活用とその確保の確保が必要である。	事業者が新型インフルエンザ等の感染拡大により閉鎖された場合、その確保サービスとして移動支援の活用とその確保が確保できるようにする。	1. 事業者が新型インフルエンザ等の感染拡大で閉鎖された場合、移動支援の利用期間の延長を認めて対応できるようにする。 2. 日中活動の場の確保が、利用者の生活活動を行なった場合、それに対する効果が最大できるようにする。
全体			在宅で実施しているものの、全区で行なえないところがある。	在宅で実施しているものの、全区で行なえないところがある。	1. 各区域地域自立支援協議会で実施している現状を把握して検討を行う。 2. 市町村自治体協議会等で検討してよいものをいくつか推進事業として出す。 3. 志願した推進事業を実施したい希望のある区で実施できるようにする。	

【計画の策定体制】



### 3. 計画の期間

「第4期三木市障害者基本計画」は平成27年度から平成32年度までの6年間とします。

「第4期三木市障害福祉計画」は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

なお、関連制度、法令等、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
各計画																	
国 障害者基本計画	第2次計画期間						第3次計画期間										
兵庫県 ひょうご障害者 福祉プラン							計画期間			計画期間							
三木市 障害者基本計画	第2期計画期間			第3期計画期間			第4期計画期間										
三木市 障害福祉計画		第1期		第2期		第3期		第4期									
三木市総合計画			計画期間(前期)		計画期間(中期)			計画期間(後期)									
三木市 地域福祉計画			計画期間			計画期間											
三木市 子育て支援計画			計画期間														
三木市 次世代育成支援 行動計画			計画期間(前期)			計画期間(後期)											
三木市 子ども子育て 支援事業計画												計画期間					
三木市 高齢者保健福祉 計画																	
三木市 高齢者保健福祉 計画・介護保険 事業計画		第1期		第2期			第3期		第4期		第5期		第6期				

見直し

## 5. 現状・課題のまとめと今後の方向性

### (1) 障がいの重度化・障がいのある人の高齢化等への対応

- 障がいの重度化・重複化や障がいのある人の高齢化が進む中、多様なニーズに応じた適切なサービスが提供されることが必要です。加えて、親じき後を先駆けたサービスの提供体制を構築し、当事者と介助者双方の不安解消に向けた取り組みを推進することが重要となります。
- 本市においては、障がいのある人の高齢化が進みつつあり、医療的対応の必要性が増してきていることや、それまで通所施設や入所施設、あるいは自宅だけで生活を送ってきたため、地域社会とのつながりが希薄になり、地域において生活の場や活動の場を持つことが、当事者にとって容易ではないことが課題となっています。
- このような状況に対応できるヘルパー等の人材育成を図ると共に、障がいのある人やその家族の高齢化に伴い、居住系サービスの整備を進めることが必要です。また、介護保険制度との連携を図ったサービスの提供を進めることが必要となります。

### (2) 就労支援の充実

- 生活実態調査によると、今後働き始めるためには障がいにあった職種・業務を増やすことが求められており、就労意欲のある人を就労につなげる取り組みが必要だと考えられます。前倒計画の評価からは、障害福祉サービスにおける日中活動系サービスの利用実績の増加も見受けられます。
- そのような現状を受けて、就労支援をはじめとするサービスを周知・充実させ、一人ひとりの希望に沿った日中活動を効果的に進めていくことが必要です。また、企業や支援者の意識改革や、就労継続に向けた取り組みも重要となります。
- 障がいのある人の「働きたい」という意欲を引き出し、能力や適性に応じて働くことができるよう、障害福祉サービスの提供事業所をはじめ、民間企業や関係機関との連携を図りながら、様々な就労支援の充実に向けた支援体制の構築が課題となります。

### (3) 施設入所者等の地域生活への移行

- 障がいがあっても、住み慣れた地域の中で安心して暮らしていくためには、地域生活のための基盤整備を進めることが重要です。
- 一方、入所・入院している障がいのある人本人の意向として、地域に戻って生活したいという声が増えつつある現状から、当事者や家族、あるいは施設の中で、地域に戻ってからの生活がイメージしづらいという問題が蓄積しているとも考えられます。

- そのような状況を受けて、在宅支援を行う障害福祉サービス提供事業所や社会福祉協議会等の社会資源と入所施設等との連携をさらに促進すると共に、当事者や家族への情報提供を進めることで、地域生活への移行を促進していく取り組みが求められています。

### (4) 包括的な相談体制づくり(生涯を通じた相談支援)

- 障がいがあっても、個々の障がいの状態やライフステージに応じて、地域で安心していきいきと暮らし続けるために、生涯にわたって適切なサポートを受けることができる体制づくりが必要です。
- その人らしい生活を継続支援するために、医療・介護・福祉・教育等の連携を図り、就学前における障がいの早期発見の段階から高齢期における生活の変化まで、生涯にわたる一貫した支援体制を充実させていくことが重要です。

### (5) 障がいのある児童への支援の充実

- 平成 24 年度の「児童福祉法」の改正により、障がい種別で分かれていた体系が一元化されたことに加え、新たに放課後等デイサービスや保育所等訪問支援といったサービスが創設され、障がいのある児童の支援体制の強化が図られています。
- 前倒計画における放課後等デイサービスについては、平成 24 年度から見込みを大きく上回る利用実績があります。加えて、発達障がい等が幅広く障害福祉サービスの対象とされた制度改正も踏まえ、今後、障がいのある児童への支援のニーズが高まっていくことが考えられます。さらに、学童保育における障がいのある児童への支援の拡大に向けて、引き続き子ども・子育て部門や教育・医療部門等の庁内関係各課及び関係機関との連携が求められます。

### (6) 突撃市地域自立支援協議会を中心とした支援の実施

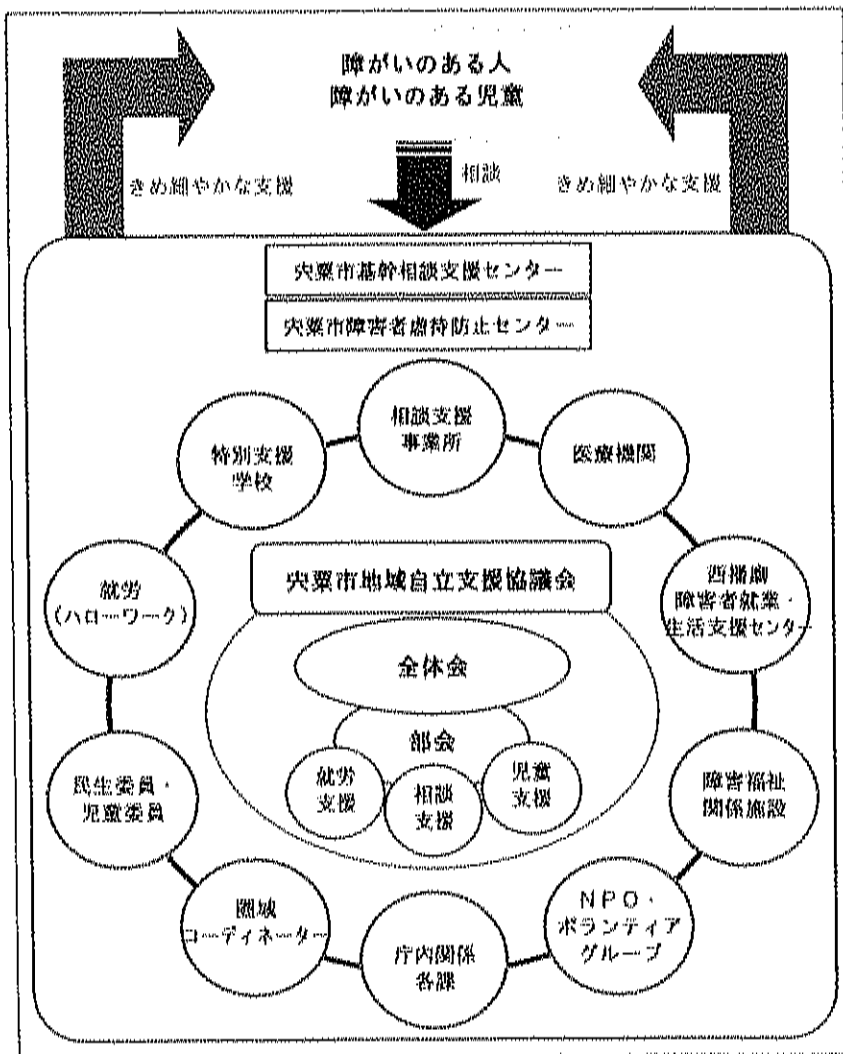
- 障がいのある人の生活は、個々の障がいの状態やライフステージにかかわらず、福祉サービスだけでなく、地域の様々なつながりの中で、共に暮らす住民として営まれるべきものです。
- そのためには、障がい福祉や地域福祉に関する機関との連携や、兵庫県・西播磨圏域等の広域的な支援との連携・協力を推進すると共に、地域に密着し、地域のニーズに合わせたシステムづくりが必要です。
- 突撃市地域自立支援協議会を中心として、一人ひとりの状況に応じた暮らしを支えることができるまちづくりのための体制整備が課題となります。



## 2. 個々の障がい特性に沿ったきめ細やかな相談・支援体制の実施

○障がいのある人への理解の促進に努め、地域で支えていく基盤づくりや社会参加の促進、安全安心の支援体制等の充実を図っていきます。

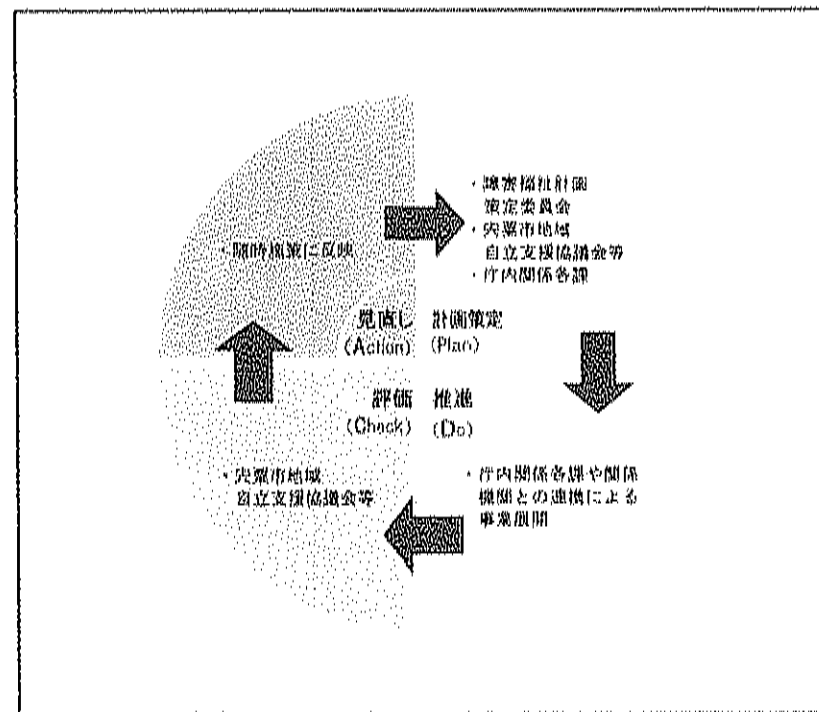
### ■相談・支援体制の実施



## 3. 計画の達成状況の点検及び評価

○各施策の実施状況等については、大栗市地域自立支援協議会等に随時意見を聴きながら、計画の進捗管理を行っています。

### ■計画の進捗管理



## ○上郡町地域自立支援協議会設置運営要綱

平成23年6月10日  
要綱第5号

## (目的)

第1条 上郡町における保健、医療、福祉、教育、就業等地域の障害福祉に関する関係機関が相談支援事業をはじめとする各種サービスを総合的かつ継続的に実施するため、体制の強化及び調整を目的に「上郡町地域自立支援協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項を所掌する。

- (1) 福祉サービスに係る事業の中立及び公平性の確保に関すること。
- (2) 困難ケースに対する協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (4) 関係機関の情報交換及び連携に関すること。
- (5) 障害者計画及び障害福祉計画の進捗状況の評価及び進行管理に関すること。
- (6) その他目的達成のために必要なこと。

## (組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる機関(以下「構成機関」という。)の関係者をもって組織する。

## (会議)

第4条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、構成機関の担当者による定例会議並びに構成機関の長及び代表者による全体会議とし、原則として次の委員のとおり開催することとする。

- (1) 定例会議 年4回程度
  - (2) 全体会議 年2回
- 2 前項の会議には、必要に応じて構成機関以外の関係者の出席を求めることができるものとする。
- 3 会議は健康福祉課長が招集することとし、報酬は支給しない。
- 4 健康福祉課長は、必要があると認めるときは、会議に必要な構成機関の関係者のみを招集し、開催できるものとする。

## (部会)

第5条 必要と認めるときは、協議会に部会を置くことができる。

## (秘密の保持)

第6条 構成機関の関係者は、会議及びこの活動を通じて知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## (事務局)

第7条 協議会の庶務は、上郡町健康福祉課において処理する。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

## 別表(第3条関係)

- ・赤穂郡身体障害者福祉協議会
- ・上郡町手をつなぐ育成会
- ・赤穂みのり家族会
- ・上郡町民生委員児童委員協議会
- ・社会福祉法人愛心福祉会 愛心園
- ・社会福祉法人上郡町社会福祉協議会
- ・上郡町商工会
- ・NPO法人つばき
- ・NPO法人ほっと・みのり
- ・上郡町ボランティア協会
- ・兵庫県西播磨県民局龍野健康福祉事務所 生活福祉課
- ・兵庫県西播磨県民局赤穂健康福祉事務所 地域保健課
- ・上郡町保育所連盟
- ・上郡町教育委員会
- ・地域包括支援センター
- ・健康福祉課福祉係
- ・健康福祉課健康係
- ・その他協議会の目的達成のために必要と認められる機関等

上郡町障がい者計画・上郡町障がい福祉計画策定委員会設置要綱

平成25年3月14日  
要綱第2号

上郡町教育委員会学校教育課長

(目的)

第1条 この要綱は、障がい者福祉施策を総合的かつ効果的に推進するため、障害者基本法(昭和60年法律第109号)第11条第3項の規定に基づき上郡町障がい者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第80条の規定に基づき上郡町障がい福祉計画(以下「計画等」という。)を策定するにあたり、広く意見を聞くため、上郡町障がい者計画・上郡町障がい福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 計画等の策定に必要な障がい者等の福祉ニーズの把握と福祉サービスの確保に関すること。
- (2) 計画等の推進及びその調整に関すること。
- (3) その他計画等の策定に必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる各団体、行政機関の代表及び学識経験者等(以下「委員」という。)15名以内で組織し、所掌が要する。

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定をもって満了とする。

(委員候補)

第5条 委員会に委員及び副委員長を置く。

1 委員及び副委員長は、委員の互選により定める。

2 委員は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員を輔佐し、委員に専任あるときは、その職務を代行する。

(会費)

第6条 委員会は、委員長が出席し、その議決となる。

2 委員は、関係団体、意見を有する者から意見を聞くため、必要があると認めるときは、当該関係者を出席させることができる。

(職務)

第7条 委員会の職務は、関係団体において処理する。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年6月21日要綱第6号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月14日要綱第2号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

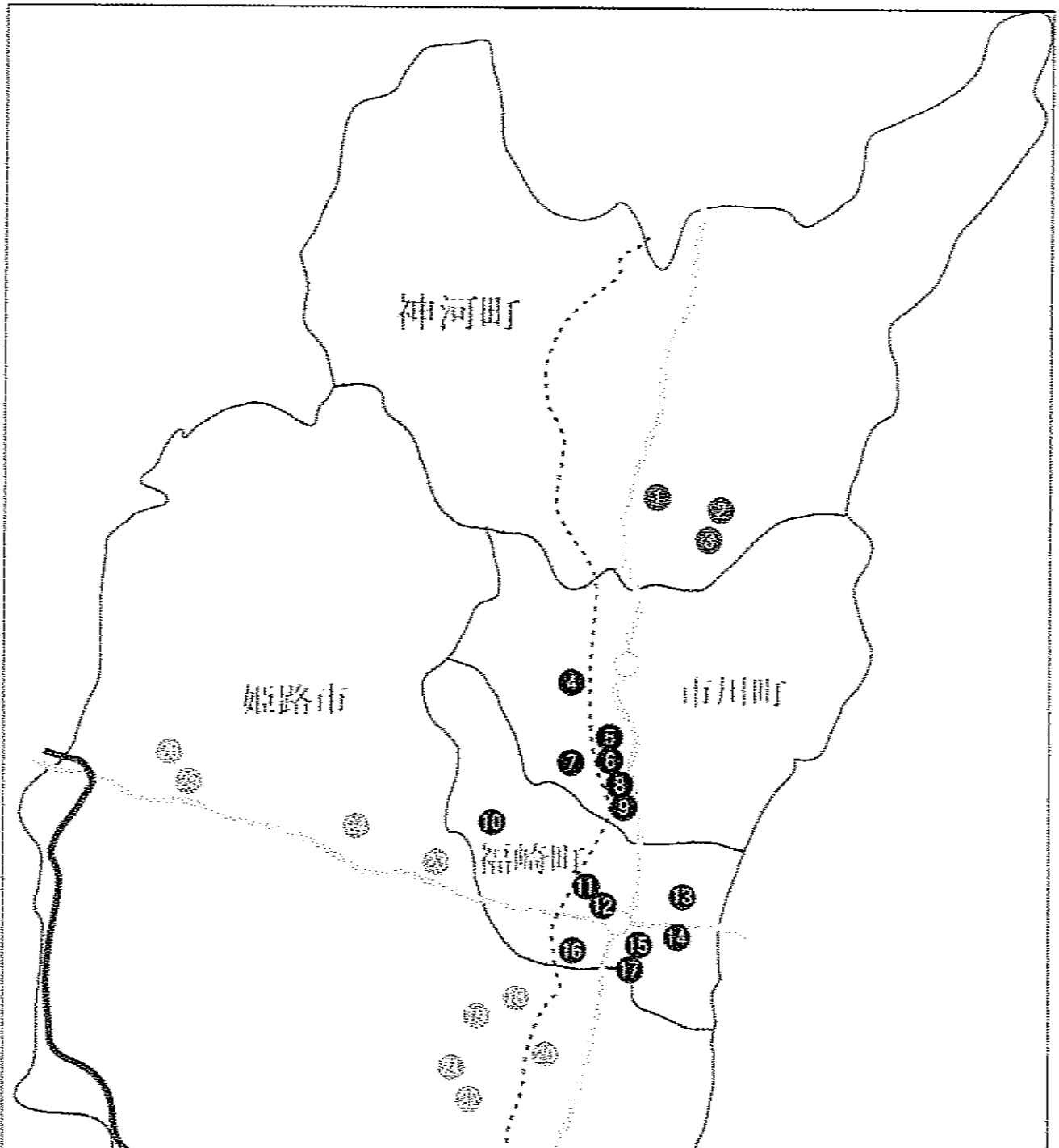
別表(第3条関係)

区分	名称
各関係団体	赤穂部身体障害者福祉協議会代表
	上郡町平をのなご育成会代表
	赤田みのり家族会代表
	上郡町民生委員児童委員協議会代表
	障がい者福祉施設代表
	小規模団体関係代表
	上郡町障害行政課代表
学識経験者	上郡町議会民生課設置委員会委員
	上郡町議会社会事務課長
	上郡町社会福祉協議会事務局長
	上郡町障害者支援センター所長
	赤穂町福祉事務所課長
行政機関	上郡町副町長

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10

10

4. 圏域内（旧神崎郡）及び旧飾磨郡夢前町内の障害福祉サービス等事業所マップ



事業種別	事業名称	事業内容	実施状況																		
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10									
地方自治体	飯沼町民会館	飯沼町民会館																			
	飯沼町民会館	飯沼町民会館																			
	飯沼町民会館	飯沼町民会館																			
	飯沼町民会館	飯沼町民会館																			
	飯沼町民会館	飯沼町民会館																			
	飯沼町民会館	飯沼町民会館																			
	飯沼町民会館	飯沼町民会館																			
	飯沼町民会館	飯沼町民会館																			
	飯沼町民会館	飯沼町民会館																			
	飯沼町民会館	飯沼町民会館																			
民間	飯沼町民会館	飯沼町民会館																			
	飯沼町民会館	飯沼町民会館																			
	飯沼町民会館	飯沼町民会館																			
	飯沼町民会館	飯沼町民会館																			
	飯沼町民会館	飯沼町民会館																			
	飯沼町民会館	飯沼町民会館																			
	飯沼町民会館	飯沼町民会館																			
	飯沼町民会館	飯沼町民会館																			
	飯沼町民会館	飯沼町民会館																			
	飯沼町民会館	飯沼町民会館																			
その他	飯沼町民会館	飯沼町民会館																			
	飯沼町民会館	飯沼町民会館																			
	飯沼町民会館	飯沼町民会館																			
	飯沼町民会館	飯沼町民会館																			
	飯沼町民会館	飯沼町民会館																			
	飯沼町民会館	飯沼町民会館																			
	飯沼町民会館	飯沼町民会館																			
	飯沼町民会館	飯沼町民会館																			
	飯沼町民会館	飯沼町民会館																			
	飯沼町民会館	飯沼町民会館																			

## ○加東市障害者支援地域協議会設置要綱

平成25年3月28日

告示第28号

## (設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定による加東市障害者基本計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定による加東市障害福祉計画(以下これらを「計画」という。)に基づく施策の推進を図るため、加東市障害者支援地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 協議会は、計画に基づく施策に関する進捗状況の確認、事業の評価及び提言を行う。

## (組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。この場合において、加東市障害者計画策定委員会の委員であった者を協議会の委員とすることができる。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公共的団体の役員又は職員
- (3) 各種団体の代表者又はその団体が推薦した者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 一般公募による市民
- (6) 議会長に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

## (任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 市長は、委員が任期途中で欠けたときは、補欠の委員を委嘱するものとする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 協議会は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員長(その職務を代理する副委員長を含む。)が定まっていないときは、市長が招集する。

2 協議会の議長は、委員長がこれに当たる。

3 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

## (意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員でない者の出席を求め、その説明又は意見を聴き、必要な資料の提出を求めることができる。

## (庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

## (その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

## (任期の特例)

2 この告示の施行の日以後初めて委嘱する委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

## 北播磨障害者（児）地域自立支援協議会について

北播磨障害者（児）地域自立支援協議会では、障害のあるなしに関わらず、誰もが住み慣れた「地域」で、自らの能力を活かしながら生きる喜びを感じ、「地域」に暮らす人々が互いに認め合い、安心と尊敬を持って暮らせる「地域」を築いていきたいと考えています。そのためにも、障害のある人であっても当然の権利として、住居、就労、余暇などについて主体性を持って選択し、さまざまな地域社会活動に参加できる「地域」の実現を積極的に推進していきたいと考えています。

このような「地域」を実現すべく、北播磨地域における障害者地域生活支援の展開を図り、様々な課題への取り組みを行っています。

### <協議会の取り組み>

- (1) 地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること。
- (2) 障害福祉サービス等を利用にかかる公平性の確保に関すること。
- (3) 相談支援に関する情報交換、共有等に関すること。
- (4) 地域資源の開発、改善に関すること。
- (5) 障害者の就労支援に関すること。
- (6) 障害者基本計画及び障害福祉計画に関すること。

### <設立の経緯>

「地域自立支援協議会」は、障害者総合支援法に基づく会議として設置されています。

平成 15 年～	北播磨圏域障害者（児）地域生活支援ネットワーク会議 (関係機関がネットワークを組み、障害福祉の向上を目的として運営)
平成 18 年 6 月～	設置準備等協議会（ネットワーク会議を活かし立ち上げ準備）
平成 18 年 9 月	北播磨障害者（児）地域自立支援協議会 設立 (相談支援部会、事業者部会、市町部会)
平成 23 年 4 月～	部会編成会議（計 7 回）を経て新しい部会編成でスタート

### <事業実績>

- ・講演・研修（前期・後期）、困難事例検討
- ・障害福祉サービス支給決定基準策定 [平 18]
- ・さぼーとノート作成 [平 19]
- ・プロジェクト検討（障害者支援施設入所者退所支援、障害者特性評価） [平 20]
- ・啓発用まんが DVD 配布 [平 21]
- ・北播磨福祉マップ作成 [平 22]
- ・協議会普及啓発リーフレット作成 [平 23]
- ・障害福祉サービス支給決定基準改定 [平 24]
- ・プロジェクトによる検討【A 計画相談の推進について・B 特別支援学校卒業生の進路及び支援体制について】 [平 25]

平成25年度 北播磨  
(北播)

参加

プロジェクト会議

主持  
: 関係機関、当事者 等  
緊急の課題を集中的に検討

市町 発達障害支援部会

事務局: 代表市町 発達障害者支援センター  
開催: 定例部会 加西プラント  
その他、必要 年2回  
参加者: 発達障害者支援センター、  
内容: 市町間の連携 教育事務所、障害福祉課  
障害福祉課 発達障害者支援センター、  
障害者基本法 各市町保健・子育て・障害福祉  
計画に関する 担当、教育機関、保育所、  
療育機関、医療機関 等  
発達障害児・者の支援と連携、  
地域資源の調査・改善に  
関すること

専門部会



### サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案

利用者氏名(児童氏名)	██████████	保護者氏名(児童の場合)	(続柄: )	計画作成日	
相談支援事業者名(事業者番号)	██		計画作成担当者名	██████████	補助員
障害福祉サービス受給者証番号	██████████	通所受給者証番号			

#### ■利用者との面接

利用者との面接実施日		面接場所	自宅	利用者以外の面接者	無・有 ( )
------------	--	------	----	-----------	---------

#### ■生活に対する意向、援助方針

利用者の生活に対する意向	支援の必要な部分は、支援を受けながら、外出や散歩を楽しみ、時には、買い物を楽しんだり、外食したりしたい。
家族等の生活に対する意向	
総合的な支援方針	居宅介護を利用しながら、自宅で健康に暮らしていけるように支援します。
長期目標	楽しみにしている外出や散歩がこれからもできるよう、身体機能を維持できるようにする。
短期目標	身体介護を利用し、ヘルパー(2人付)の介助のもと安全に配慮しながら定期的に入浴する。

16

#### ■モニタリングの期間

モニタリング期間	<input type="checkbox"/> 毎月実施 <input checked="" type="checkbox"/> 6月ごとに1回実施
モニタリング開始月と終期月	平成 年 月 ~ 平成 年 月まで
上記期間とする理由	

#### ■モニタリング実施月(毎月実施の場合以外に記入)

平成 年 月	平成 年 月
平成 年 月	平成 年 月
平成 年 月	平成 年 月

※欄が足りない場合は適宜増やしてください。

利用者確認欄	
--------	--

市受理日		担当者	
------	--	-----	--

利用者氏名(児童氏名)	■■■■■■■■■■	保護者氏名(児童の場合)	(続柄: )	計画作成日
-------------	------------	--------------	--------	-------

■本人のニーズ、目標、達成時期、福祉サービス・その他社会資源等

優先順位	本人のニーズ	支援目標	達成時期	福祉サービス・その他社会資源等			本人の役割	評価時期	その他留意事項
				種類	内容	支給量(頻度・時間)			
1	外出を楽しみたい	週に2-3外出できるよう支援します。	1年	重度訪問介護 移動支援	外出・移動支援を含んだ重度訪問介護 移動支援	117.5h/月(重訪) 32h/月(GU)	外出先の希望等を支援者に話す。	6ヶ月	
2	定期的に入浴したい。	障害のため、ヘルパー2人の介助が必要であり、安全に配慮が必要。安全に入浴できるよう、ヘルパーの支援をうける。	1年	居宅介護(身体介護)	入浴介助	20h/月 (10h×2人付)	定期的に入浴する。	6ヶ月	
3									

17

# 障害者支援間に合わぬ

障害者が福祉サービスを受けやすくなるために2015年度から必要となる「サービス等利用計画」の作成が進んでいる。12年施行の障害者総合支援法に據り、国は14年度までに障害者ごとに計画を作るよう自治体に求めているが、このままではサービスを受けられない事態も生まれかねない。背景には報酬が低く、作成資格のある専門員が不足があるようだ。

【関係者へ】

## 利用計画作成進まず



たプランを作成。これに基づいて市町村が支給を決定する。障害者の生活を施設から地域へと移行させる際には支援が必要となるため、その受け皿として国法で設けられた。

法令上は自ら計画を作成することも可能だが、専門知識が必要で、厚生労働省は「相談支援専門員」による作成を原則としている。専門員は実務経験や研修受講を条件に都道府県が認定、市町村指定の事業所で働く。計画作成後も障害者に寄り添って相談を受け、不足があればサービスの見直しも行う。

毎日新聞が九州・山口の県庁所在・政令市の10市を調べたところ、福岡市では対象となる障害者の98%以上が未作成。北九州市も98%、佐賀市は90%近くが作られていない。

## 報酬低く専門員不足

最も進捗率が高いのは鹿児島市の56・98%。福岡市は「国と自治体で折半する」計画作成への報酬が低い

ため専門員が増えず、対応できないと話す。報酬は計画作成1件につき1万6000円。計画見直し・確認は1回1万3000円。福岡市西区の相談事業所「わくわくマン

ド」の専門員、原口侑子さん(右)によると、計画を作るには何層も相手の家に應ずるなどして1カ月を要することもあり、採算を取るのが難しいという。

13年4月現在、専門員は全国で8915人。原野翁は「足りない」と認識しているが「介護保険のケアマネジャーと比べて必ずしも専門員の報酬が低いとは考えていない。市町村が専門員を増やす努力をしてほしい」と話している。

佐藤久夫・日本社会事業大特任教授(障害者福祉学)の話 計画作成が進まない一番の理由は報酬の低さだ。障害者は高齢者以上に就労や介護などのサービス体系が複雑。家族が抱えず、介護化が進んでいるケースも増えている。サポートが必要なのは多い。地域の受け皿が整っていない中、施設から地域に生活を移されても障害者は路頭に迷うだけだ。国がこの制度を進めるつもりなら、きちんと報酬を保障すべきだ。

福岡市の女性(52)は知的障害がある息子(19)の将来を案じる。特別支援学校を卒業する際、保護者間で情報交換し、平日のケアホーム入居や休日の移動サービスなどを選んでみたが、このサービスで良かったのか確証は得られない。「私が亡くなってもし息子のことを考えてくれる人がいたらうれしい」

こうした不安に添えるのが「サービス等利用計画」制度といえる。障害者や保護者が希望する生活・居宅介護、自立訓練、就労支援などのサービスを組み合わせて、一人一人に適合

◆九州、山口の県庁所在・政令市のサービス等利用計画作成状況

自治体	対象者数	計画作成人数	進捗率(%)
福岡市	419人	81人	0.78
北九州市	8812人	206人	2.34
佐賀市	1916人	195人	10.18
大分県	4389人	567人	12.92
熊本県	3599人	1455人	40.43
鹿児島市	5840人	1738人	29.76
鹿児島県	3400人	580人	17.06
宮崎県	5566人	3172人	56.99
鹿児島県	3100人	898人	28.97
鹿児島県	2500人	888人	35.52

※進捗率(%)は、13年8月現在。北九州、鹿嶋、鹿児島は同9月現在、他は同10月現在



福祉サービスの利用者となる原口侑子さん(左)＝福岡市西区で、津村豊和撮影

# 社会保障 安心

※ 次回の社会保障月2月1日発行予定です。

国民年金の被保険者として加入している方は、国民年金の保険料を納付し、将来にわたって年金を受け取ることができます。国民年金の保険料は、収入に応じて納付額が異なります。収入が高いほど納付額も高くなります。収入が低いほど納付額も低くなります。収入がゼロの場合は、納付額もゼロです。国民年金の保険料は、収入に応じて納付額が異なります。収入が高いほど納付額も高くなります。収入が低いほど納付額も低くなります。収入がゼロの場合は、納付額もゼロです。

## 「介護」計画を急務

国民年金の被保険者として加入している方は、国民年金の保険料を納付し、将来にわたって年金を受け取ることができます。国民年金の保険料は、収入に応じて納付額が異なります。収入が高いほど納付額も高くなります。収入が低いほど納付額も低くなります。収入がゼロの場合は、納付額もゼロです。国民年金の保険料は、収入に応じて納付額が異なります。収入が高いほど納付額も高くなります。収入が低いほど納付額も低くなります。収入がゼロの場合は、納付額もゼロです。

国民年金の被保険者として加入している方は、国民年金の保険料を納付し、将来にわたって年金を受け取ることができます。国民年金の保険料は、収入に応じて納付額が異なります。収入が高いほど納付額も高くなります。収入が低いほど納付額も低くなります。収入がゼロの場合は、納付額もゼロです。国民年金の保険料は、収入に応じて納付額が異なります。収入が高いほど納付額も高くなります。収入が低いほど納付額も低くなります。収入がゼロの場合は、納付額もゼロです。

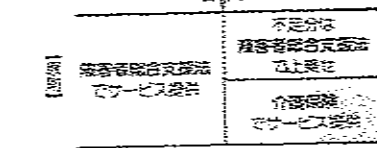
## 65歳以上の障害者

項目	障害者年金	障害者手当
対象年齢	65歳以上	65歳以上
支給額	月額約1万円	月額約1万円
所得制限	あり	なし
所得制限額	約20万円	なし
所得超過した場合	支給額が減少	支給額が減少
所得超過超過した場合	支給額がゼロ	支給額がゼロ

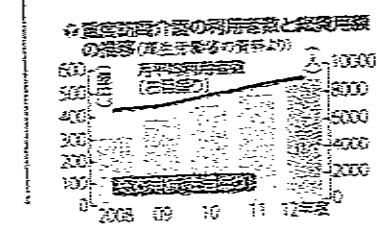
## 介護保険が優先 負担増も

介護保険の負担増が、国民年金の保険料に優先して支払われることになりました。国民年金の保険料は、収入に応じて納付額が異なります。収入が高いほど納付額も高くなります。収入が低いほど納付額も低くなります。収入がゼロの場合は、納付額もゼロです。国民年金の保険料は、収入に応じて納付額が異なります。収入が高いほど納付額も高くなります。収入が低いほど納付額も低くなります。収入がゼロの場合は、納付額もゼロです。

## 介護保険が優先 負担増の懸念



介護保険の負担増が、国民年金の保険料に優先して支払われることになりました。国民年金の保険料は、収入に応じて納付額が異なります。収入が高いほど納付額も高くなります。収入が低いほど納付額も低くなります。収入がゼロの場合は、納付額もゼロです。国民年金の保険料は、収入に応じて納付額が異なります。収入が高いほど納付額も高くなります。収入が低いほど納付額も低くなります。収入がゼロの場合は、納付額もゼロです。



介護保険の負担増が、国民年金の保険料に優先して支払われることになりました。国民年金の保険料は、収入に応じて納付額が異なります。収入が高いほど納付額も高くなります。収入が低いほど納付額も低くなります。収入がゼロの場合は、納付額もゼロです。国民年金の保険料は、収入に応じて納付額が異なります。収入が高いほど納付額も高くなります。収入が低いほど納付額も低くなります。収入がゼロの場合は、納付額もゼロです。

介護保険の負担増が、国民年金の保険料に優先して支払われることになりました。国民年金の保険料は、収入に応じて納付額が異なります。収入が高いほど納付額も高くなります。収入が低いほど納付額も低くなります。収入がゼロの場合は、納付額もゼロです。国民年金の保険料は、収入に応じて納付額が異なります。収入が高いほど納付額も高くなります。収入が低いほど納付額も低くなります。収入がゼロの場合は、納付額もゼロです。

介護保険の負担増が、国民年金の保険料に優先して支払われることになりました。国民年金の保険料は、収入に応じて納付額が異なります。収入が高いほど納付額も高くなります。収入が低いほど納付額も低くなります。収入がゼロの場合は、納付額もゼロです。国民年金の保険料は、収入に応じて納付額が異なります。収入が高いほど納付額も高くなります。収入が低いほど納付額も低くなります。収入がゼロの場合は、納付額もゼロです。

市町村

# 過半数が方針策定せず

## 障害者施設からの優先購入

障害者が働く施設が、生活費等の無償でなか、優先的に商品を購入する方針を定めた。自治体は昨年4月に施行された「障害者施設からの優先購入」の趣旨を踏まえ、商品やサービスの数の確保など、障害者施設向けに商品やサービスを提供するとして毎年実施している。地域全体の過半数が策定して、いまだに市町村

は、障害者施設からの優先購入に賛成するものの、2014年度中、全市町村で策定するもの、自治体では、3月31日現在、全国的に、市町村を単位とした計174の自治体のうち、46.6%に策定した。自治体で策定したものは、山形県(93.3%)、高松(89.5%)、大分(88.9%)、香取(88.5%)の4県で、市町村が80%を超えた。

一方、和歌山(6.7%)、滋賀(7.3%)、山形(8.6%)の3県が10%を割り込み、取り組みの遅い自治体は、高松(48.8%)だった。市町村を同様に見ると、和歌山

ては、多くが策定した。推進法が購入対象と、指定しているのは、障害者が多く働く施設や企業で作る機械、部品や部品などの部品、や、清掃、データ入力などのサービス、障害者が自ら作る商品や施設や企業で作る機械

# KSK

通番2241号 2003年4月2日発行 1984年8月20日第3種郵便物認可 毎月12回(2・4・6・8の日)発行

## 拓人～きり拓くひとびと

345

# 生活の場名鑑

## 2003



21

生活の場サポートセンターひょうこ

## 生活の場サポートセンターひょうご とは・・・

「生活の場サポートセンターひょうご」は、障害者の地域生活実現に向けて取り組む兵庫県下の「生きる場」を支援する「中間支援組織」として、様々な形で「生きる場」に関わりのある市民が主体となって、2001年4月に発足しました。

しかし、「サポートセンターは何をサポートするのか?」とか「中間支援組織って何や?」などという疑問に思われる方がまだ大勢いらっしゃると思います。

そこで、私たちが何を目的に、何をしようとしているのか、少しここで説明させていただきます。



### I 私たちの目的

- ◆障害者が地域で共に生きることを実現すること。
- ◆2003年の支援費制度実施において、障害者の地域生活を支援するシステムのあり方について、模索、提言し、また実践していくこと。
- ◆兵庫県下の小規模作業所など障害者の地域生活の拠点となる「生活の場」の運営の安定と活動内容の充実のために必要な様々な情報やノウハウを共有すること。
- ◆「生活の場」を主体として大きなネットワークを形成し、地域社会に働きかけることにより、社会資源としてコンセンサスを得ること。

### II 私たちの新しい視点

- ◆兵庫県内約500の「生活の場」、グループの自主的なネットワーキングを基盤とします!
- ◆市民活動、NPO・NGO、ボランティアグループ、企業や行政との積極的な共同をめざします!
- ◆情報、人、作品や販売物、企圖の交流マッチングとともに活動・事業の開発を行います!

### III 私たちの方向性

- ◆ネットワークをエネルギーにしたい!
- ◆今、情報が力を生む!
- ◆体力アップと事業基盤の強化をめざして!
- ◆活動・事業の開拓をめざして!



## 生活の場サポートセンターひょうごの柱となる4つの取り組み

### Challenge1 ネットワーク・啓発

- 生活の場意見交流会の開催 (2ヶ月に1回)  
各地の「生活の場」関係者や支援者が集まって、毎回テーマを設定し学習、意見交換をする場です。
- 協働の関係を目標した行政へのはたらきかけ  
行政対市民という2項対立の構造ではなく、ともに障害者の地域生活実現に向けた取り組みを担って創り出していこうという協働の関係を目指します。

### Challenge2 情報サポート

- 障害者の地域生活に関する情報収集と分析  
障害者の地域生活にかかわる制度や仕組みが大きく変わりつつある今、今後「生活の場」が何を担うべきか見極めていくために、常に最新の情報をキャッチしていきます。
- 情報誌の発行 (1~2ヶ月に1回/600部)  
制度、イベント、助成金情報などを共有するための情報誌です。
- FAX通啓の発行 (随時)  
生活の場サポートセンターひょうごの会員向けにリアルタイムで情報を発信します。
- ホームページの運営
- 生活の場データベース作成と「生活の場名鑑」の出版

### Challenge3 起業・経営サポート

- 「生活の場」起業・経営相談業務  
事業所の立ち上げ、法人化手続き、経理や労務など、専門家の協力を得ながら共に考えていきます。
- 起業・経営講習会の開催  
経理や労働保険事務など、実務的な講習会を実施します。また講習会テキストを本にして出版しています。
- 事務・実務サポート  
経理ソフトの導入とそのサポート、経理や保険事務の代行を、各分野の専門家の協力を得ながら実務面のサポートをしていきます。
- 作業所体力アッププログラム  
各分野の専門家、地域住民の協力を得ながら、製品開発、共同販売など、作業所のしごと創りのお手伝いをしていきます。

### Challenge4 障害者地域生活支援に関する調査・研究・開発

- モデル事業の研究と試行  
地域生活支援事業/就労支援事業/権利擁護事業など
- 学習会シンポジウムの開催

22